

佐賀大学附属図書館長又は副館長が任期途中で欠員となったときの選考方法に関する細則

(平成18年3月9日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、佐賀大学附属図書館長選考規則(平成16年4月1日制定。以下「規則」という。)第6条及び佐賀大学附属図書館副館長選考規程(平成18年2月14日制定。以下「規程」という。)第5条の規定に基づき、佐賀大学附属図書館長(以下「館長」という。)又は副館長が任期途中で欠員となったときの選考方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(館長が任期途中で欠員となったときの選考方法)

第2条 規則第2条第2号又は第3号により館長が任期途中で欠員となったときの後任の館長の選考方法については、規則第4条の規定にかかわらず、学長が、当該館長を推薦した学部に対し館長候補適任者1人の推薦を求め、館長候補者を決定するものとする。

(副館長が任期途中で欠員となったときの選考方法)

第3条 規程第2条第2号又は第3号により副館長が任期途中で欠員となったときの後任の副館長の選考方法については、規程第3条の規定にかかわらず、館長が、当該副館長を推薦した学部に対し副館長候補適任者1人の推薦を求め、学長へ推薦するものとする。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。